

# 新潟市民病院収支改善計画実行支援業務（令和8年度）に係る 公募型プロポーザル仕様書

## 1 委託業務名

新潟市民病院収支改善計画実行支援業務（令和8年度）

## 2 目的

新潟市民病院（以下「本院」という。）は、医業収益の伸び悩み、人事委員会勧告を踏まえた給与改定などの影響による経営状況の悪化を受け、令和7年度に「新潟市民病院収支改善計画」を策定し（以下「計画」という。）、その実行に取り組んできた。

令和8年度も引き続き、診療単価の向上を重点に置き、計画の実行を推進するため、以下の業務を委託する。

## 3 業務内容

計画に記載がある「経営改善の具体的取組」（45頁～）及び別紙「新潟市民病院収支改善計画の令和7年度の成果、次年度以降の実施事項及び留意事項（以下「令和7年度成果等」という。）の実績を踏まえ、令和8年度における以下の各改善施策における実施事項及びスケジュールの策定並びにその実行支援。

本仕様書では、各改善施策ごとに医師を含む関係各職種でミーティングを定期的に行うことを想定しているが、具体的な推進の手法を制約するものではない。

丸数字に続く各改善施策に「【必須】」とあるものは必ず実施すること。

また、クリニカルパス適正化は計画に改善施策として位置付けていないが、本業務においては改善施策として取り扱う。

本業務に係るプロポーザルへの参加を検討する者に対し、計画（全122頁）を提供することができる。（別紙「新潟市民病院収支改善計画実行支援業務（令和8年度）に係る公募型プロポーザル実施要領」の「5 本院からの資料の提供」を参照）

なお、大きな収支改善効果が見込まれる経営課題が見出された場合の新たな改善施策及び令和8年度以降の実施事項についての代替案など、計画とは異なる改善施策についても提案することができるものとする。

### （1）改善施策

ア 事業規模・機能の見直し

① 病棟機能再編

イ 経費削減・抑制対策

① 人員配置の適正化

ウ 収入増加・確保対策

① 診療報酬算定強化【必須】

② 職種別生産性向上【必須】

③ ベッドコントロールの見直し【必須】

- ④ クリニカルパス適正化【必須】
- ⑤ 手術件数の増
- ⑥ DPC機能評価係数の向上【必須】
- ⑦ 透析件数の増

エ 機能分化・連携強化や経営形態の見直し

- ① 地域連携の強化【必須】

## (2) 指標の選定及び数値目標の設定

(1) の改善施策の業務の進捗・達成度を確認するため、評価指標を選定し、各指標ごとに各年度末における達成すべき数値目標を設定すること。

数値目標の設定期間は令和8年度～令和13年度までとする。

## (3) 特記事項

ア 業務遂行にあたっては、コンサルタント自ら医療職を含む本院職員及び委託業者などの外部関係者と協議・調整すること。

イ 将来的に本院職員が自ら経営改善を継続できるよう、業務遂行を通じて助言・支援・育成を行うこと。

ウ 月1回程度定期的に本院内で開催する会議に出席し、各改善施策の取組状況・支援状況等を報告すること。

エ 必須項目以外でも、計画にある内容について助言を求めることがある。

## 4 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

## 5 実施場所

本院及びその他必要と判断される場所とし、双方の合意がある場合はオンラインでの対応も可とする。

## 6 業務の進め方

(1) 受託者は、業務の着手に先立ち、本院と協議のうえ業務予定表を提出すること。

(2) 本院が求められている「重症、専門、救急」といった役割や、病床規模、本院の医療圏の状況を前提に業務を行うこと。

(3) 本業務従事者は、一般病床300床以上の公立病院（地方独立行政法人立含む）での経営改善業務の経験を有すること。

(4) 必要に応じて本院の職員とコミュニケーションを図り、現場の状況を的確に把握すること。

(5) 業務遂行にあたっては、受託者が過去に受託した他病院での改善事例等を参考に、受託者の創意工夫やノウハウを十分に反映させた内容の提案を行うこと。

(6) コンプライアンス（法令遵守、企業倫理）に関する取組を徹底し、個人情報保護、情報セキュリティの保持に留意すること。

- (7) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。また、主たる部分以外の業務を再委託する場合は、あらかじめ、書面により本院の承諾を得なければならない
- (8) 業務遂行の際に生じた疑義や仕様書に定めのない事項については、本院と受託者が協議し決定する。

## 7 成果物

実行支援報告書（データ及び紙1部）

業務実施に伴い作成した資料やデータも併せて提出すること。

## 8 情報データ等の取扱い

- (1) 情報データ等の取扱いに当たっては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 本院から交付する情報及びデータ並びに本業務の遂行上知り得た情報及びデータは、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件とし、受託者は情報及びデータが第三者に漏洩しないよう注意をもって取り扱うとともに、情報及びデータを本業務の目的以外の目的で利用、複写又は複製しないものとする。
- (3) 成果物及び作業中における個人情報印刷物や書類等に関する一切の権利は、本院に帰属し、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、本院の承諾を必要とする。